

## 公立大学法人福知山公立大学学部長等選考規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福知山公立大学（以下「本学」という。）に置く学部長及び学科長（以下「学部長等」という。）の選考及び任期に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (選考の時期)

第2条 学部長等の選考は、次の場合に行う。

- (1) 学部長等の任期が満了するとき
- (2) 学部長等が辞任を申し出たとき
- (3) 学部長等が欠員となったとき

2 前項の選考は、前項第1号に該当する場合には、任期満了の日の30日前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合には、すみやかに行う。

### (学部長)

第3条 学部長は、当該学部の専任の教授をもって充てる。

2 学部長は、学長が任命する。ただし、選考にあたっては、教授会の意見を聴取する。

### (学科長)

第4条 学科長は、当該学科の専任の教授をもって充てる。

2 学科長は、学長が任命する。ただし、選考にあたっては、教授会の意見を聴取する。

### (任期)

第5条 学部長等の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 第2条第1項第2号及び第3号の場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、選考の実施に関して必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年4月1日付けで福知山公立大学地域経営学部の学部長及び学科長となる者の選考については、学長が任命するものとする。